

令和2年度包括外部監査に対する対応状況・方針等(令和5年度対応)

監査テーマ:債権(主に税外債権)の管理に関する財務に係る事務の執行について

令和6年3月29日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	指摘・意見内容	対応状況・方針等			対応 区分
								令和3年度報告内容	令和4年度報告内容	令和5年度状況	
3	R2	140	意見	観光宣 伝・誘客 促進事 業費  活動指標の計 画の見直し	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	観 光 国 際 課	年度ごとに事業内容や規模が変更するのであれば、それに対応した計画を評価指標にしなければ意味がないため、活動指標の計画は毎年度見直し、事業活動の達成状況を適正に評価できるものにするのが望ましい。	今後、各年度の事業内容に応じて、活動指標及び成果指標の見直しを検討したい。	各年度の事業内容に応じて、引き続き活動指標及び成果指標の見直しを検討したい。	前年度の実績等を踏まえた計画値の見直しを行い、事業内容自体が変わる場合は活動の達成状況を適正に評価できるよう活動指標の計画を見直すこととする。	対応 済
4	R2	156	意見	観光集 客力向 上支援 事業費  補助目的達成 の観点による 事業実施結果 報告書の吟味 とフィード バック	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	観 光 国 際 課	補助金の対象事業は、県内の地域資源を活用し、新たな観光資源の創出や魅力向上に寄与する事業であること、公共性(当該補助事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの)が認められる事業であることなどの要件を満たすこと(令和元年度愛媛県観光集客力向上支援事業実施要領第4条)になっていることから、補助金の交付をもって愛媛県の補助事業が完了するわけではなく、補助事業が補助の目的達成のために効果的に利活用されていることを確認することが重要である。 愛媛県では、補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後2月以内に、補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、補助金に係る事業実施状況報告書を知事に提出する(令和元年度愛媛県観光集客力向上支援事業費補助金交付要綱第17条)ことにしているが、補助事業が補助の目的達成のために効果的に利活用されていることを報告書に記載させるとともに、その達成のために必要な助言をフィードバックすることが望ましい。	今後、補助目的の観点からの事業実施状況の報告及び必要に応じて助言をフィードバックすることについて検討したい。	補助目的の観点からの事業実施状況の報告及び必要に応じて助言をフィードバックすることについて引き続き検討したい。	事業実施状況報告書で報告された事業実施状況と事業計画書の年次計画を比較し、補助目的の観点から必要に応じて助言を行うこととする。	対応 済